

# 介護保険負担限度額認定の更新について

介護保険施設に入所または短期入所（ショートステイ）を利用している方の居住費・食費については全額自己負担ですが、下記の要件に該当する方については、申請により食費・居住費の減額措置を受けることができます。

現在、負担限度額の認定を受けている方については、有効期限が令和6年7月31日までとなっています。8月以降も引き続き認定証が必要な方は更新申請を行ってください（※グループホーム、有料老人ホーム等は減額の対象となりませんので、申請は不要です）。

なお、令和6年8月から、居住費の限度額が変更となります（下表太枠の部分）。

▶**受付期間** 7月1日(月)～7月26日(金) ※土・日・祝日を除く。  
(すでに負担限度額認定を受けている方には、6月下旬に更新案内を送付します)

▶**申請に必要なもの**

- ① 申請書・同意書
- ② 預貯金等が確認できる書類の写し（※本人及び配偶者が持っているすべての書類が必要です）  
(例) 預貯金（普通預金・定期預金・定期積金）→ 通帳の写し  
  - ・金融機関名、口座番号、口座名義人の分かるページ
  - ・直近2か月の預金残高が分かるページ（申請前に必ず記帳してください）
  - ・定期預金や定期積金のページ
 有価証券（株式・国債・地方債・社債等）や出資金（農業協同組合、信用組合等）  
 → 証券会社や銀行の口座残高、出資金額が分かる書類の写し
- ③ 介護を利用する方のマイナンバーカード等個人番号が分かるもの
- ④ 申請に来た方と介護を利用する方の身元を確認できるもの（運転免許証、介護保険証など）

▶**減額対象者の要件と自己負担の上限日額(令和6年8月から)**

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況※	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設入所者	ショートステイ利用者
第1段階	生活保護受給者の方		880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
	高齢福祉年金受給者の方	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第2段階	前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円以下の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の方	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	前年の本人の合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計が120万円超の方	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円

( ) 内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合またはショートステイを利用した場合の額です。  
 ※第2号被保険者（40～64歳の方）の預貯金等の資産要件は、各利用者負担段階にかかわらず単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下です。

## 特例減額措置について

町民税課税世帯の方は負担限度額認定の対象とはなりません、下記の要件すべてに該当する場合、特例的に減額措置を受けることができます。

1	世帯の構成員が2名以上であること
2	介護保険施設に入所し、食費・居住費の負担を行っていること（ショートステイ利用は含まない）
3	全ての世帯員及び配偶者の年間収入から施設の利用負担の見込額を除いた額が80万円以下となること
4	全ての世帯員及び配偶者の現金、預貯金等（有価証券、債券等も含む）の額が、450万円以下であること
5	全ての世帯員及び配偶者がその居住の用に供する家屋その他日常生活に必要な資産以外に資産を所有していないこと
6	全ての世帯員及び配偶者が介護保険料を滞納していないこと

【申請・問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）

# 高齢者等の見守り事業について

町では、高齢者等が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営めるよう、様々な見守り事業を実施しています。利用申請は長寿福祉課で受け付けています。

## ひとり暮らし高齢者「愛の定期便」

ひとり暮らしの高齢者宅を訪問（乳製品等を配達）することにより、安否確認と孤独感の解消を図ります。

【対象者】

町在住でおおむね70歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者で、近隣に近親者等がなく毎日の状況を確認することができない方

【利用方法】

お住まいの地区の民生委員を通して利用申請書を提出

## 高齢者等あんしん見守り緊急通報システム

突然の病気や事故発生時に緊急通報先（委託業者）につながる装置を設置します。また、月1回の電話による健康相談を実施します。

【対象者】

町在住で70歳以上のひとり暮らしの方、ひとり暮らしの重度身体障がい者等

【利用方法】

お住まいの地区の民生委員を通して利用許可申請書を提出  
 ※親族等連絡先や協力員（緊急時の対応に協力が得られる方）が必要になります。

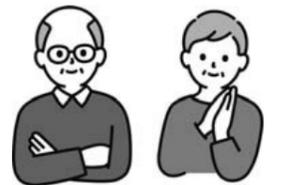
## 高齢者等見守りネットワーク「いばらき見守りネット」

住所・氏名等を事前に登録することで、行方不明になった際の早期発見と保護につなげます。

※「いばらき見守りネット事業」の協力事業者や協力員が、高齢者等の見守りを行います。

【利用方法】 利用対象者の家族等が事前登録届を提出

※利用対象者の写真1～2枚（顔及び全身を写した直近のもの）を添付してください。



## 茨城県「おかえりマーク」

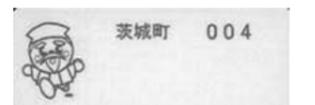
認知症の症状により、外出先から自宅に帰れなくなり、警察に保護された場合、「おかえりマーク」を靴や衣服などの身の周りの物に付けておくと、警察などからの照会に対し、迅速に対応することができます。

【対象者】

町在住で認知症等により徘徊行動が見られる方、または徘徊のおそれのある方  
 ※住所・氏名・緊急連絡等の登録情報を警察等へ提供することに同意が得られる場合に限りです。

【利用方法】

利用対象者の家族等が利用申請書を提出  
 ※利用対象者の写真1～2枚（顔及び全身を写した直近のもの）を添付してください。



おかえりマーク  
 (アイロンシール・防水反射素材があります)

【申請・問合せ先】 長寿福祉課 ☎ 029-291-8407（直通）